

緊急事態宣言発令中

今回、新型コロナ第4波による宮崎県の緊急事態宣言発令に伴い、5/10(月)～5/31(月)の間、下記規制内容の遵守をお願い申し上げます。但し、流行状況や情勢によって急遽変更する場合がございます。

【禁止事項】

- ・ 散歩・通院以外での外出
- ・ 買物に出かけること
- ・ 面会
- ・ 外食
- ・ 外泊
- ・ 外出簿への虚偽の記載や未記入
- ・ 無断外出

必要なものは...ご家族様に。
又はセブンイレブンの配達を
利用して下さい。
その他の相談は事務所まで

【許可事項】

- ・ やむを得ない通院や往診
- ・ 施設周辺の散歩
- ・ ご家族様へ依頼した買物の
お届け
(施設職員がお預かりします)

変異株ウイルスに感染したら重症化や死亡するリスクが非常に高いです！
ご本人だけでなく、多くの入居者や職員その家族…と感染はどんどん広まります。

もうひと辛抱、気を引き締め直しましょう！